

募集要項の概要

施設名	「堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター」			
項目				
I 事業内容に関する事項				
① 対象施設の名称・場所 P.1	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター：堺区築港八幡町145番地			
② 指定管理者が行う業務 P.1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付等に関する業務 ・堺市スポーツ施設情報システムに関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 ・レストラン管理運営業務 ・売店管理運営業務 ・駐車場の管理運営に関する業務 ・清涼飲料水販売業務 ・広告掲載業務 ・人員の配置等に関する業務 ・施設利用案内等に関する業務 ・苦情対応に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・その他の業務 			
③ 管理の基本的な考え方 P.3	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・利用者の人権を尊重したサービスの提供 ・法令遵守 ・経費の縮減 ・利用者等の意見を管理業務に反映し、サービスの向上を図る ・施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること ・植栽等の適正な持続、育成管理 			
④ 指定期間(予定) P.3	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P.3	施設の利用促進またはサービス向上のために企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
⑥ 管理経費等 P.4	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度(4月1日～3月31日) ・オーパスを介した利用料金の支払い ・指定管理者の収入(利用料金・自主事業収入) ・納付金①②(収益の還元) ・明確な経理事務 			
⑦ 利用料金等 P.6	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用料は指定管理者の収入となる。 ・減免基準による減収分は補填しない。 ・自主事業の参加費等の徴収 			
⑧ 管理の基準 P.7	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の遵守 ・開館(場)時間及び休館(場)日については、指定管理者が提案を行い、市長の承認を得て定める。 ・使用許可 ・守秘義務 ・個人情報の保護 ・情報公開については、関係規定を遵守すること。 ・適切な文書管理 ・障害者等就労困難者の雇用 ・市内経済の活性化 ・地域振興、地域コミュニティの醸成 ・環境問題への取組 ・暴力団排除 ・上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組に積極的に協力すること。 			
⑨ 行政財産の使用等 P.10	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の貸付、使用等 ・光熱水費の取扱い 			
⑩ 事業計画書 P.10	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方針 ・配置計画 ・研修計画 ・利用促進計画 ・モニタリング計画 ・自主事業実施計画 ・第三者への委託計画 ・非常時対策 ・収支計画等 			
⑪ リスク分担 P.11	別紙のとおりとし、指定管理者として指定後に協議を行う。			
⑫ 保険加入 P.11	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。			
⑬ 第三者委託 P.11	管理業務を第三者に委託することはできない。ただし、別紙記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託することができる。			
⑭ 本市の指示等 P.11	<p>(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。</p> <p>(2) (1)の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。</p>			
⑮ モニタリング等 P.12	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等により意見聴取を行い、結果を集計し市に報告する。 ・報告に基づき、指定管理者に必要な指示を行い、評価をするためのモニタリングを行うことができる。 ・第三者によるモニタリングを実施する場合は指定管理者の指定後、別途通知する。 			
⑯ 管理業務の報告 P.12	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度終了後に事業報告書を提出する。 ・月例報告書を提出する。 ・緊急時、変更等が生じた際は速やかに報告する。 			
⑰ 継続困難になった場合の措置 P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 			
⑱ 引継ぎ等 P.14	<p>(1) 指定後、指定開始前までに市及び現指定管理者との引継ぎを行うこと。新指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等を行うこと。</p> <p>(2) 指定期間満了又は指定の取消しによる場合、次期指定管理者が適切に管理業務を実施できるよう引継ぐこと。・原状回復して引継ぐこと。</p>			
⑲ 管理運営業務に関する評価 P.14	モニタリング結果をもとに、年度終了後、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、第三者の外部有識者の意見を聴取し、管理業務に反映する。また、是正措置を講じ、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともある。評価結果は市ホームページに公表する。			
II 募集に関する事項				
① 公募選定のスケジュール P.15	募集要項の公表(市HP)	平成26年7月8日(火)～9月10日(水)	書類審査実施有無・結果通知	平成26年10月中旬(予定)
	施設の現地説明会	平成26年8月5日(火)	面接審査(第2次審査)	平成26年10月中旬(予定)
	質問書の受付	平成26年8月12日(火)～18日(月)	選定結果の通知	平成26年10月下旬(予定)
	質問書の回答(市HP)	平成26年8月27日(水)予定	市議会による指定管理者の議決	平成26年12月(予定)
	応募書類の受付	平成26年9月8日(月)～10日(水)	※応募団体が4団体以上の場合、書類審査を実施し、上位3団体を対象に面接審査を実施する。(それ以外は全ての応募団体を対象に書類及び面接審査を実施)	
	※書類審査(第1次審査)	平成26年10月上旬(予定)		
② 応募資格等 P.15	スポーツ振興に関する事業の実績を有し、円滑に遂行することができる能力を有する法人その他の団体又はグループ			
③ 欠格事項 ④選定対象除外 ⑤応募手順 P.16,17	募集要項参照			
III 提出書類に関する事項				
① 提出書類 P.18	募集要項参照			
IV 選定及び指定に関する事項				
① 選定審査方法 P.21	資料2-1(選定審査方法)、資料2-2(面接審査)、資料3-1～3-3(選定基準 審査表)、資料4(採点を行う上での目安) 参照			
② 選定結果通知等 P.21	選定結果については、10月下旬を目途に文書で通知し、市HPで公表。			
③ 指定管理者指定等 P.21	候補者の決定後、市議会(12月予定)で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P.22	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結する。			
V その他				
①注意事項 ②添付資料 P.22,23,24	募集要項参照			